

[事案 2023-4] 入院給付金等支払請求

・令和6年4月15日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年7月に膵神経内分泌腫瘍で入院し手術したため、令和3年6月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消し、入院給付金等を支払ってほしい。

(1)保険会社は、告知義務違反解除の理由について、告知前に健康診断で要精密検査の指摘を受けていたためとしているが、健康診断の結果が告知日前に届いておらず、その旨募集人に告げたが、募集人は問題ないと回答した。普通郵便には受領の記録がないため、保険会社は健康診断結果が告知日前に郵送されたと断言できないはずである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が健康診断を行った施設に調査を行った結果、健康診断結果は告知日前に申立人へ発送していること、住所不見当で返却がなかったことを確認しており、また、日本の郵便事情より発送から到着まで10日以上を要することは考えにくいいため、健康診断結果は告知書作成日には申立人宅に届いていたと強く推認できる。
- (2)申立人は、本契約を申し込む時点において、2年以内に健康診断を受診していたこと、また、健康診断にて要二次精密検査の指摘を受けていたことを告知できた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、手続を終了した。